

先着受付順による市有財産(土地)の売却の流れ

1 申込・受付

令和6年4月1日(月)～令和7年2月7日(金) 8時30分～17時15分
市役所4階財政課資産経営係へ市有財産(土地)売却申込書に必要書類を添え、お申し込みください。

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※ 買受人が決まり次第、受付を終了します。



2 現地説明会

※ 説明会は開催しません。申込者は、必ず現地確認及び諸規制の状況等の調査確認を行ってください。



3 買受人の決定・契約の締結

※ 買受人は、先着受付順により審査のうえ決定します。

※ 「市有地売却決定通知書」により買受人に決定した旨をお知らせします。

※ 買受人には、「市有地売却決定通知書」の交付を受けた日から7日以内に契約を締結していただく必要があります。

※ 契約締結までに、申込金額の1割以上の金額を契約保証金とし、納付する必要があります。

※ 契約書締結の際の収入印紙代等の費用は、買受人の負担となります。



4 売買代金の支払い

※ 契約締結の日から30日以内に売買代金をお支払いいただきます。

※ 契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

※ 売買代金の全額が期日までに納入されない場合には、契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属し、返還いたしません。



5 引き渡し・所有権移転登記

※ 引き渡しは、現状のまま行います。

※ 所有権移転登記の手続きは、袋井市が行います。

※ 登記の際の登録免許税等の費用は買受人の負担となります。